

明水総第159号の2
平成26年(2014年)11月25日

明石市監査委員 林 郁 朗 様
同 星 川 啓 明 様
同 辰 巳 浩 司 様
同 寺 井 吉 広 様

明石市長 泉 房 穂

水道事業定期監査及び行政監査の結果に対する措置について（通知）

みだしのこと、水道事業定期監査及び行政監査の結果に対して、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。

- 1 監査の期間 平成26年8月27日から平成26年10月24日まで
- 2 監査の範囲 平成26年6月末日現在における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理状況
- 3 監査結果の受理日 平成26年10月24日
- 4 定期監査の措置内容

(監査の結果報告)

1 収入事務(水道料金)について

当事業においては、明石市水道条例に基づき、水道使用者から使用量に応じて料金を徴収している。

水道料金の平成26年6月末日現在の収入状況は、次表に示すとおりである。

区 分		調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収 入 率 (%)	収 入 未 済 額 (円)
水 道 料 金	現 年 度 分 (前年同時期)	1,476,072,341 (1,472,435,096)	901,077,955 (903,866,933)	61.05 (61.39)	574,994,386 (568,568,163)
	過 年 度 分 (前年同時期)	566,460,670 (581,319,565)	490,421,893 (495,265,013)	86.58 (85.20)	76,038,777 (86,054,552)
	計	2,042,533,011	1,391,499,848	68.13	651,033,163
	(前年同時期)	(2,053,754,661)	(1,399,131,946)	(68.13)	(654,622,715)

注 水道部提出資料による。

水道料金の収入未済額は、6月末日現在で現年度分は574,994,386円、過年度分は76,038,777円となっており、収入率は、それぞれ61.05%、86.58%となっている。

未収金対策としては、督促状や催告書の送付、電話催告、夜間の催告や徴収などを実施しており、また、長期滞納者に対する給水の停止を積極的に行うなど収納率向上の努力が続けられているところであるが、なお多額の収入未済が生じている。

今後も財源の確保と負担の公平を期するため、引き続き長期滞納者に対する積極的な徴収を行うことはもとより、新たな収入未済の発生防止に向けての取組を強化し、より一層の収入確保に努められたい。

2 固定資産の管理について

明石市水道事業会計規程によれば、主管課長は、所管する固定資産が不用となったとき等には、固定資産の用途廃止に係る公営企業管理者の決裁を受け、総務課長に引き継がなければならないとされている。

工務課が所管する固定資産を実査した結果、用途廃止の手続きを経ず、すでに固定資産を撤去されている事例が見受けられた。当該固定資産については、用途廃止の手続きを行ったうえで、速やかに除却処理を進められたい。

(講じた措置)

措置年月日：平成26年11月25日

1 収入事務(水道料金)について

水道料金の収入未済額には滞納分だけではなく、現年度における納期未到来分も含まれていることから、収入未済が発生しております。未収金については、徴収計画に基づき、現年度分及び過年度分の早期回収に努めているところですが、新たな収入未済の発生防止の取組として、給水を停止するまでの猶予期間の短縮について検討していくなど収納委託業者と連携し、さらなる収入確保に努めてまいります。

2 固定資産の管理について

固定資産については、今年度中に固定資産台帳と実地照合により資産の保有状況を調査したうえで、固定資産台帳の訂正を行います。

またその際、不用と判断するものについては、公営企業管理者の決裁を受け、用途廃止及び除却等、適正に処理します。